

地域再生計画変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>真岡市は栃木県の東南部に位置し、人口79,468人(平成21年4月1日現在)、面積167.21平方キロメートルである。主要交通網は国道294号が市中心部を走り、鉄道は第3セクターの真岡鉄道(株)が通っており、北関東自動車道が開通されている。また市域はほぼ台形に近く、西部には鬼怒川、中央部に五行川、東部に小貝川が流れ、比較的平坦な地形である。</p> <p>昭和29年に近郊4町村が合併して真岡市が誕生し、平成21年3月には、隣町である二宮町と合併した。</p> <p>真岡市のうち、旧真岡市内では、生活排水を処理するために、昭和47年度から市街地を中心とした地域で公共下水道事業、農村部では昭和59年度から農業集落排水事業に着手し、平成16年度には計画した8地区が、すべて完了し現在は維持管理を行っている。また、平成元年からは浄化槽の個人設置型事業を展開している。その結果、平成18年度末の汚水処理人口普及率は、72.6%にまで達し、市街地を流れる河川においては水質が改善しつつあり一定の成果を挙げているものの、環境基準の一部に達成率が低い項目がある等の課題がある。</p> <p>また、旧二宮町内では、生活排水を処理するために昭和63年度から市街地を中心とした地域で公共下水道事業、農村部では平成5年度から農業集落排水事業に着手し、平成20年度に3地区完了。平成2年度からは浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成20年度末の汚水処理人口普及率は48.2%にまで達したものの依然低迷している状況である。</p> <p>このため、汚水処理施設の整備を一層促進し、市街地の快適な住</p>	<p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>真岡市は栃木県の東南部に位置し、人口63,153人(平成19年4月1日現在)、面積111.76平方キロメートルである。主要交通網は国道294号が市中心部を走り、鉄道は第3セクターの真岡鉄道(株)が通っており、また北関東自動車道の建設が進んでおり、平成20年3月には一部開通する予定である。また西部には鬼怒川、中央部に五行川、東部に小貝川が流れ、市域はほぼ正方形に近く、田畑が約52%、宅地が約16%の面積を占める比較的平坦な地形である。</p> <p>昭和29年に近郊4町村が合併し、市制が施行されたが、産業の中心が農業であったため、人口の流出から過疎化の現象があらわれた。しかし、昭和37年、国の低開発地域の指定を受け、工業団地を造成し、工場の操業とともに人口も増加し、農業・工業・商業の調和のとれた地方都市として発展をとげている。</p> <p>本市では、生活排水を処理するために、昭和47年度から市街地を中心とした地域で公共下水道事業、農村部では昭和59年度から農業集落排水事業に着手し、平成16年度には計画した8地区が、すべて完了し現在は維持管理を行っている。また、平成元年からは浄化槽の個人設置型事業を展開している。その結果、平成18年度末の汚水処理人口普及率は、72.6%にまで達し、市街地を流れる河川においては水質が改善しつつあり一定の成果を挙げているものの、環境基準の一部に達成率が低い項目がある等の課題がある。</p> <p>このため、汚水処理施設の整備を一層促進し、市街地の快適な住環境創出による都市の健全な発展、公共用水域の水質保全及び集落の生活環境改善を図る。</p>

環境創出による都市の健全な発展、公共用水域の水質保全及び集落の生活環境改善を図る。

汚水処理施設の整備促進によるハード面の整備のほか、本市は、かけがえのない環境を次世代へと繋ぐことを責務と考え、平成16年12月に「環境都市宣言」、平成17年2月には「環境基本計画」を策定し、市・市民・事業者が協働する「もおかパートナーシッププロジェクト」により、自然の再生・活用に取り組んでいる。また、鮭の遡上がみられる五行川では、NPOによる保全活動等も始まっており、今後ハード・ソフト両面において水環境を守り、住民一人ひとりが自然の恵みに触れ合えるまちづくりを目指す。

(目標1)汚水処理施設の整備の促進

旧真岡市内

汚水処理人口普及率を72.6%(平成18年度末)から77.4%に向上

旧二宮町内

汚水処理人口普及率を48.2%(平成20年度末)から64.6%に向上

(目標2)自然の再生・活用に向けた住民意識の向上

自然に対する理解を深め、環境再生を推進するため、体験学習や環境保全講座を年15回から25回程度に増加させる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

旧真岡市内

公共下水道事業は、平成14年度に現行認可計画を策定し、認可面積1,129ha、処理計画人口41,700人にて施工中である。平成20年度以降は、継続中の長田・東光寺・亀山北の土地区画整理事業地内と熊倉町・西郷地区の面整備に加え、新

汚水処理施設の整備促進によるハード面の整備のほか、本市は、かけがえのない環境を次世代へと繋ぐことを責務と考え、平成16年12月に「環境都市宣言」、平成17年2月には「環境基本計画」を策定し、市・市民・事業者が協働する「もおかパートナーシッププロジェクト」により、自然の再生・活用に取り組んでいる。また、鮭の遡上がみられる五行川では、NPOによる保全活動等も始まっており、今後ハード・ソフト両面において水環境を守り、住民一人ひとりが自然の恵みに触れ合えるまちづくりを目指す。

(目標1)汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を72.6%から77.4%に向上

(目標2)自然の再生・活用に向けた住民意識の向上

自然に対する理解を深め、環境再生を推進するため、体験学習や環境保全講座を年15回から25回程度に増加させる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道事業は、平成14年度に現行認可計画を策定し、認可面積1,129ha、処理計画人口41,700人にて施工中である。平成20年度以降は、継続中の長田・東光寺・亀山北の土地区画整理事業地内と熊倉町・西郷地区の面整備に加え、新

たに中郷・萩田地区の土地区画整理事業地内及び山王地区の面整備に着手する。

浄化槽事業は要望のあった箇所から事業を行う。

その結果施設の整備が充実し、平成 24 年度末の汚水処理人口普及率が 72.6%から 77.4%に向上する。

#### 旧二宮町内

公共下水道事業は、平成 18 年度に現行認可計画を策定し、認可面積 189ha、処理計画人口 5,700 人にて施工中である。平成 22 年度以降は、継続中の中央第一・西部第二地区の面整備を行う。

浄化槽事業は要望のあった箇所から事業を行う。

その結果施設の整備が充実し、平成 24 年度末の汚水処理人口普及率が 48.2%から 64.6%に向上する。

#### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

[事業主体]

・いずれも真岡市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道 真岡市長田地区、東光寺地区、亀山北地区、山王地区、田町地区、中郷・萩田地区、熊倉町西郷地区、中央第一地区、西部第二地区

・浄化槽(個人設置型) 公共下水道・農業集落排水の事業認可区域を除く市内全地区

[事業費]

公共下水道(真岡処理区)

たに中郷・萩田地区の土地区画整理事業地内及び山王地区の面整備に着手する。

浄化槽事業は要望のあった箇所から事業を行う。

その結果施設の整備が充実し、平成 24 年度末の汚水処理人口普及率が 72.6%から 77.4%に向上する。

#### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

[事業主体]

・いずれも真岡市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道 真岡市長田地区、東光寺地区、亀山北地区、山王地区、田町地区、中郷・萩田地区、熊倉町西郷地区、

・浄化槽(個人設置型) 公共下水道・農業集落排水の事業認可区域を除く市内全地区

[事業費]

公共下水道

交付金対象事業費 238,000 千円(うち、交付金 119,000 千円)  
(単独事業費 557,000 千円)

公共下水道(二宮処理区)

交付金対象事業費 39,000 千円(うち、交付金 19,500 千円)  
(単独事業費 31,000 千円)

浄化槽(個人設置型)

交付金対象事業費 241,676 千円(うち、交付金 80,558 千円)

合計

交付金対象事業費 518,676 千円(うち、交付金 219,058 千円)  
(単独事業費 588,000 千円)

[事業量]

- ・公共下水道 φ75~250 5,831m  
(単独事業 φ150~200 13,852m)
- ・浄化槽(個人設置型) 600 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

旧真岡市内

公共下水道	3,310 人
浄化槽(個人設置型)	1,550 人
合計	4,860 人

旧二宮町内

公共下水道	140 人
浄化槽(個人設置型)	300 人
合計	440 人

5-3 その他必要な事業

交付金対象事業費 238,000 千円(うち、交付金 119,000 千円)  
(単独事業費 557,000 千円)

浄化槽(個人設置型)

交付金対象事業費 200,210 千円(うち、交付金 66,736 千円)

合計

交付金対象事業費 438,210 千円(うち、交付金 185,736 千円)  
(単独事業費 557,000 千円)

[事業量]

- ・公共下水道 φ100~250 5,424m  
(単独事業 φ\_\_200 13,421m)
- ・浄化槽(個人設置型) 500 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道	3,310 人
浄化槽(個人設置型)	1,550 人
合計	4,860 人

5-3 その他必要な事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

省略

①土地区画整理事業

本市では昭和 42 年に完成した長瀬地区をはじめとし 12 地区で 499.7haが完成し、平成 21 年に市施行として真岡インターチェンジ周辺開発 128.5haが完成。また組合施行で長田地区、東光寺地区、亀山北地区の3地区で 193haを実施中であり、今後は中郷萩田地区で約 17haが予定されている。

市街化区域の面的整備にあたっては、土地区画整理事業を基本として公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため積極的に推進する。

②水道事業

本市のうち旧真岡市内では、昭和 39 年に市街地を中心として上下水道の供給開始以来、区域拡張と都市化による人口の増加に対処するため、昭和 59 年度から第3次拡張事業を推進中であり、現在の普及率は 90.9%(平成 18 年 3 月)である。また、旧二宮町内では、昭和 56 年に市街地を中心とした上水道の供給及び山間部周辺とした簡易水道の供給と区域を拡張。現在の普及率は 44.4%(平成 21 年 3 月)である。

今後は「水」の安定供給を確保するため、需要の動向を的確に把握し、計画的に施設の整備をするとともに未普及地域である農村地域への拡張と加入促進を図り、水道の普及及拡大に努める。

③環境学習の推進

全ての市民が郷土や環境への理解を深め、環境保全の意識を身につけるため、既存施設や公共財の提供、地権者との調整により、活動

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

省略

①土地区画整理事業

本市では昭和 42 年に完成した長瀬地区をはじめとし 12 地区で 499.7ha が完成している。市施行として真岡インターチェンジ周辺開発 128.5ha を、また組合施行で長田地区、東光寺地区、亀山北地区の3地区で 193ha を実施している。

今後も市街化区域の面的整備にあたっては、土地区画整理事業を基本として公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため積極的に推進する。

②水道事業

本市では、昭和 39 年に市街地を中心として上下水道の供給開始以来、区域拡張と都市化による人口の増加に対処するため、昭和 59 年度から第3次拡張事業を推進中であり、現在の普及率は 90.9%(平成 18 年 3 月)である。

今後は「水」の安定供給を確保するため、需要の動向を的確に把握し、計画敵に施設の整備をするとともに未普及地域である農村地域への拡張と加入促進を図り、水道の普及拡大に努める。

③環境学習の推進

全ての市民が郷土や環境への理解を深め、環境保全の意識を身につけるため、既存施設や公共財の提供、地権者との調整により、活動

と学習の場を確保する。また、新たに開設した「市民活動推進センター」や「環境パートナーシップ会議」等と連携し、環境学習実施のための活動支援及び情報提供を行い、自然の再生・活用に向けた住民意識向上を図る。

6 省略

7 省略

8 省略

と学習の場を確保する。また、新たに開設する「市民活動推進センター」や「環境パートナーシップ会議」等と連携し、環境学習実施のための活動支援及び情報提供を行い、自然の再生・活用に向けた住民意識向上を図る。

6 省略

7 省略

8 省略